

## 宮田村ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の倒壊又は転倒による被害を防止し、その安全を確保するためブロック塀等の撤去を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付することに関し村費補助金交付規則（昭和39年宮田村規則第5号）に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、組積造（レンガ塀、石積塀等）の塀及びその他これらに類する塀（塀に付随する門柱、門扉）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等を所有する個人
- (2) 補助金の交付申請日において、村税を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、村内に存するブロック塀等の所有者が、道路及び公共施設の敷地に面するブロック塀等を撤去する工事で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 除去しようとするブロック塀等の高さが、敷地面高 0.6メートル以上であること。
- (2) ブロック塀等の除去後の高さは、0.6メートル未満であること。
- (3) ブロック塀等を除去する延長は、2メートル以上であること。
- (4) 除去しようとするブロック塀等が、道路改良その他の公共事業の補償対象でないこと。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる工事を行う者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 新たにブロック塀等の設置を目的とした工事
- (2) 敷地及び建物等の売却を目的とした工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付を不適と認めた工事

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費は、前条の補助事業において補助対象ブロック塀等の撤去に要する工事費とする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の額と撤去するブロック塀等の延長に1mあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の二分の一以内の額

かつ10万円を限度とする。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てる。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、同一の敷地内で1回を限度とする。

(実績報告)

第7条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末のいずれか早い日までに、ブロック塀等撤去費補助金事業実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。